

※ 退園（継続通園）届は、利用している施設へご提出ください。
提出期限や退園にあたっての保育料の取扱いについては、施設にご確認ください。

【地域型保育事業、認定こども園用】

退園(継続通園)届

令和 年 月 日

施設長 宛て

住所 練馬区
保護者氏名
日中連絡先 () 父・母・その他 ()

フリガナ 児童氏名	生年月日	施設名	延長保育 の利用	障害児保育 の利用
	平成・令和 年 月 日		有・無	有・無
	平成・令和 年 月 日		有・無	有・無
退園予定日 ※継続通園の場合は転出予定日	令和 年 月 日			
退園理由	<input type="checkbox"/> 区外転出のため ※「 現施設の継続通園について 」を必ずご記入ください。 〒 ー 転出先住所： <input type="checkbox"/> 幼稚園等を利用するため 利用開始日 (年 月 日) 施設名 () <input type="checkbox"/> 入所要件がなくなったため <input type="checkbox"/> その他 理由			

現施設の継続通園について（練馬区から転出する場合）

希望する（①②へ） 希望しない（①②の記入は不要です）

※ 転出後も在園中の施設へ引き続き通園を希望する場合は、**転出日の属する月の末日（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）まで（ただし、転出した日が月の初日の場合は、その当日中）**に、転出先の保育園担当部署で教育・保育給付認定および継続通園の手続きを行ってください。

①併願状況について 転出先の自治体で別の保育園の申込を行っていますか？ はい いいえ

次の注意事項をよくお読みいただき、確認欄にチェックを入れてください。

- 提出した退園届の取下げはできません。退園が確定してからご提出ください。
- 退園月中は現施設以外の特定教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園）および特定地域型保育事業所（小規模保育事業等）に在籍できません。
- 転出先の自治体で別の保育園の内定が決まり継続通園の必要がなくなった場合、必ず練馬区保育課にご連絡ください。
- 利用の有無にかかわらず、この届を提出した月までの保育料がかかる場合があります。
- 3歳児から5歳児クラスの方が継続通園する場合、転出先自治体の取扱いにより食事の提供に要する費用が徴収されることがあります。

上の注意事項について、確認しました。
※ チェックがない場合、この届が無効となる場合があります。

【施設記入欄】

施設受付 年月日	令和 年 月 日	施設長 の確認	
-------------	----------	------------	--

[問合せ先]
練馬区保育課保育認定係 電話 03-5984-1479